

# どうしてここにバス停が

.....バス停について理解を深めよう.....



国土交通省 中部運輸局



# バス停をとりまく環境 ～こんなことあります

待合所に待っている  
人がいるのか？  
ちっとも見えないな



バス停があると、ゴミを捨て  
られたり、家を覗かれている  
気がして落ち着かないんだよな

このベンチ、  
汚れていて  
座れないわね。

ガードレールがしっかりあるから、  
子どもを待たせるにも安心感が  
あるな

うしろ、詰まっちゃったなあ  
このおじいさん、降りづら  
そうだなあ

ずいぶん遅れたな  
『間もなくバスがきます』  
っていう電光掲示がほしいな

## この冊子のねらい

公共交通会議ではバス停を設置したい、移動したいという地域の声が挙がりますが、簡単そうに見えるバス停にも様々なルールがあり、しっかりした検討が必要です。

本冊子にはそのエッセンスをまとめましたので、協議会での議論、地域での議論の際にご一読、ご活用下さい。

さんか～

足が悪くてね..  
ここは歩道が低いから  
乗り込むのも一苦労だわ。

ウチはバス停が目の前にあるから  
ホントに便利よね～

急いでるのになあ…

ここは乗り降りが多いから  
走りづらいなあ…

このバス停はベンチがあって  
よかったわ

**公共の場所にあるバス停なので、  
思いも人それぞれです。**



# ではどうすればよいのでしょうか

## ①自治体担当者に持ちかけ

最近、高齢者が増えてきて、足腰も弱いもんで、町内にもう一つバス停が欲しいんじゃないよ。

町内会長

必要性があるというだけで、バス停ができるわけではありません。ではバス停設置までの流れを見ましょう。



## ②まずは関係者間で相談

みどり町会で、ここにバス停を置きたいんだそうです。

まずは現場にいきましょう。



## ③関係者が現場に集まって議論

ガードパイプが気になるなあ？

ここにバスを停めて安全性が確保できるかな？

道路管理者

バス運行事業者担当者

交通管理者(警察)

この空き地を使えば上手く行きそうだけど、誰の所有ですか？

市町村担当者

町内会長

田中さん家ですね。



## ④個別の調整も不可欠

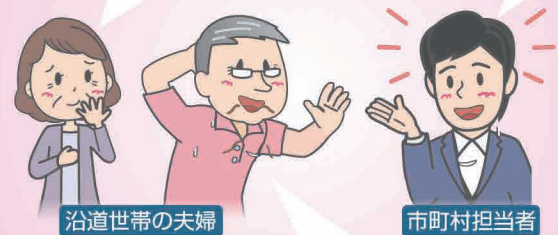
家の前にバス停があると覗かれたり、雨宿りされなにか心配だわ。

お宅が見通せないような上屋を作って待合環境を整えます

沿道世帯の夫婦

市町村担当者

わかりました。ここ使ってもいいですよ。



## ⑤承認を受けていざ申請

...ということで、町内に新しくバス停を作ろうと思います。地権者の方との交渉もできています。

異議なし

市町村担当者

異議なし



地域公共交通会議に与えられる特権は、道路運送法の中だけであり、関係法令の基準が下がるものではありません。道路管理者・交通管理者それぞれに手続きが必要です。

## ⑥できたあとが肝心

よし、念願のバス停ができたぞ。これをみんなでしっかり守っていかねばいけないな。

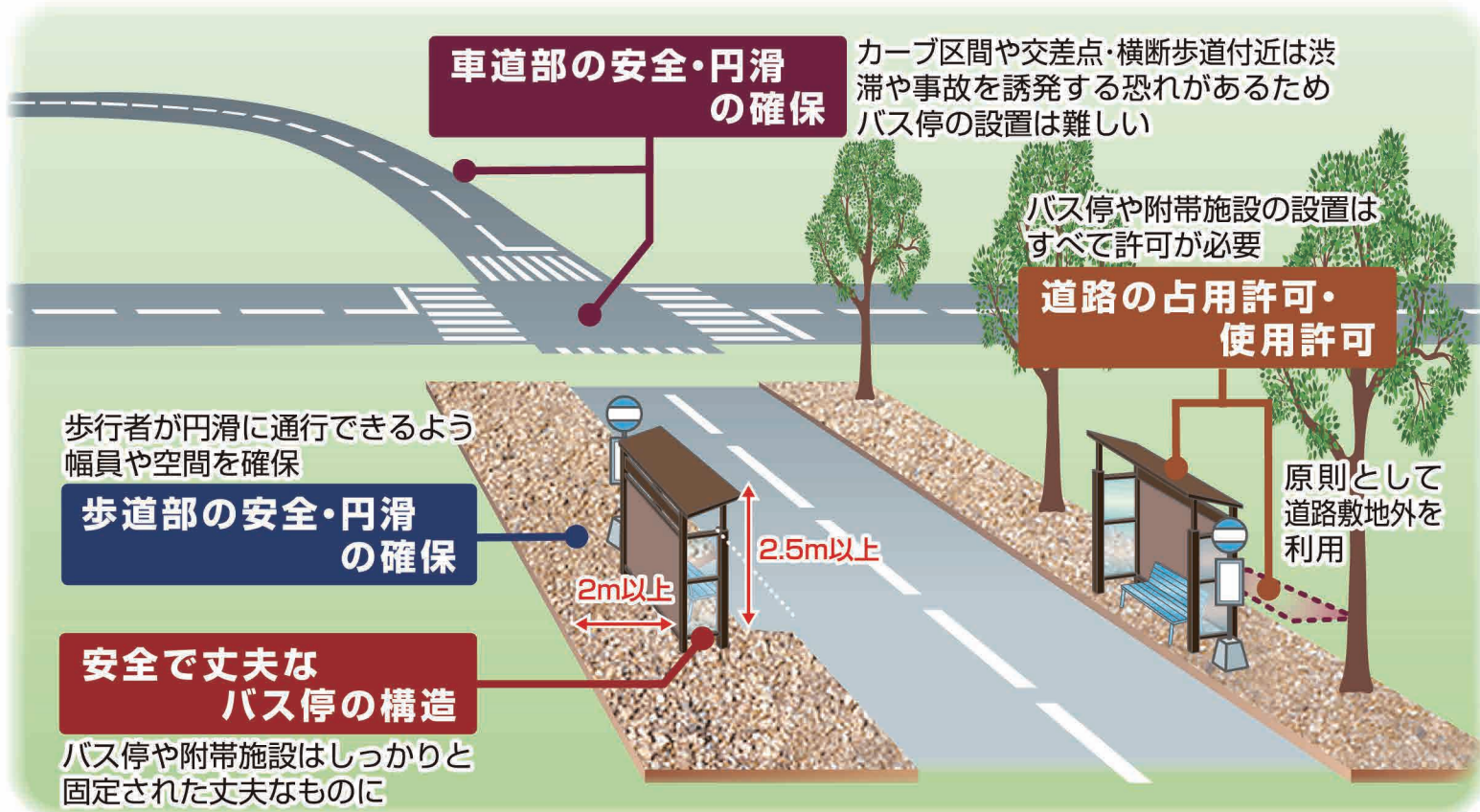
市町村担当者





## バス停にもルールがあります

なぜこのように様々な手続きが必要になるのでしょうか？  
まちのいたるところに置かれていて、形や大きさも様々なバス停ですが、  
実はいろいろな決まりごとがあるのです。  
ルールの例は以下のとおりです。



主要な法令基準については最終ページへ

## 【コラム】バス停って迷惑施設？

### 自分の家の近くには欲しい。でも家の前は嫌……

バス停を設置する際には、沿道地権者の了承を得ることが大前提となりますが、バス停の設置が滞ってしまうケースがあります。またバス停が既に設置されている場合、沿道利用形態の変化に伴い、撤去を要請されることも。

#### 〈実際、こんなことがあります〉

- ・ 田んぼの前に設置されているバス停だが、家を建てるので、どけて欲しい。
- ・ プライバシーの確保のため、商業施設の出入口を作るためなどの理由により、バス停をどけて欲しい。



バス会社にとっては、数メートルの移動ならともかく、長距離の移動の場合は移転先も見つかりにくいとのこと。

その他にも自分の家の近くには欲しいけど、家の前は嫌という声もあります。

バス停は地域を走るバスに乗るために必要な施設ですが、地域でそのあり方について真剣に話し合う必要があるのではないのでしょうか。



# 現場ではこんな対応がされています

## 公共施設前に高規格なバス停を整備

市が新しく整備した図書館などを含む複合施設の最寄りのバス停について、名称を変更し、バス停自体もスタイリッシュなものに更新しました。時刻表に併せてQRコードを掲示し、スマホでバスロケ情報を見ることができます。また、広告入りの側壁は風よけにもなっています。

(岐阜県岐阜市)



## バリアレス縁石で乗り降り楽々

縁石の車道側の側面を特殊な形状にし、高さも一般的な歩道より高い20cmにした「バリアレス縁石」を導入しました。これによって、バスが歩道に寄せやすくなったことに加え、足腰の弱い高齢者や車イスの利用者もバスへの乗り降りが楽になりました。

(新潟県新潟市)



## 個人医院が敷地内バス待合いを整備

バス停の脇の敷地にクリニックを新規開業するのに伴い、それまで歩道上に設置されていたバス停を敷地内に取り込み、建築物とデザイン的にも一体となったバス待合いを施工しました。来院者だけでなく近隣の住民にも喜ばれています。

(岐阜県高山市)



## 2市町のコミバスがバス停を共用

町のバスが隣接市のターミナル駅までの乗り入れを行うのに際し、バス停は両市町での共用としました。バス停には見やすい液晶大画面のバスロケーションシステムが設置され、両市町の運行情報が見られるようになっています。

(愛知県刈谷市・東浦町)





# オモテには出ないウラ話

交通会議ではあまり話題にあがることはありませんが、新しいバス停をつくることは、それだけの手間やお金が掛かることでもあるのです。

## ① 公共空間を工事することの手間・費用



ガードパイプや植栽の撤去

歩道への支柱埋め込み施工  
(地下埋設物の確認)

路面舗装・表示の変更

その他にも……

電線の引き込み工事

歩道のマウントアップや  
段差の解消

バスベイの設置工事

## ② バス停名称を変えると……

交通マップ、  
時刻表などの  
印刷物の差し替え



その他にも……

新規バス停標識の製作

利用者への告知

1つのバス停を変えるだけでも、路線全体に影響することになります。



関係するすべてのバス停  
の表示の変更



車内の電光掲示や案内放送の変更





## バス停車施設に関する主要な法令・基準

本紙中で示したバス停の設置に関する決まりごとは、以下のような法令・基準にもとづいたものです。なお、詳細な基準や許可要件については、条例や通達に基づく運用などにより、地方公共団体ごとに異なる場合が多いです。このため、少なくともこのリーフレットに掲げた情報を踏まえたうえで、各許認可窓口となる行政機関にお問い合わせください。

	道路の構造基準	道路への施設設置(占用)
法令等	道路法、道路構造令 等	道路法、道路法施行令 等
所管官庁	国土交通省	
法令のねらい	道路網の整備、構造、保全、維持、費用負担などを定め交通の発達に寄与	
バス停車施設に関する規定事項	バス停設置後の歩道幅員 建築限界の基準など	道路敷地内への施設設置の妥当性、安全性の確認、占用料金の設定など

	交通規制・道路使用	旅客運送事業
法令等	道路交通法	道路運送法
所管官庁	国家公安委員会(警察庁)	国土交通省
法令のねらい	道路における危険の防止 交通の安全と円滑、障害の防止	道路運送事業の適正・合理的な運営 利用者の利益保護
バス停車施設に関する規定事項	バスの発進時の保護、駐停車箇所の規制、 道路使用の妥当性など	路線バス事業の許認可、変更、休止、 廃止の手続き、バス停への掲示義務

	ターミナル関連	移動の円滑化	景観関連
法令等	自動車ターミナル法	バリアフリー法 移動円滑化基準	景観法 屋外広告物法
所管官庁	国土交通省	国土交通省	国土交通省
法令のねらい	運送事業者及び利用者の利便の 増進と運送事業の発達	高齢者、障害者等が公共交通機 関等を利便性高く、安全に利用	良好な景観の形成、風致の維持、 危険防止
バス停車施設に関する規定事項	設置位置、耐荷重、車路幅、 必要となる付帯設備の種類・構造	通路幅員、車道からの歩道高さ、 舗装素材、勾配など	バス停標識、上屋等の色彩・ 素材基準、広告掲出基準

中部運輸局では、地域生活交通の充実に向けた地域の活動の支援に取り組んでいます。施策立案や地域公共交通会議等の運営において役立つ資料を作成し提供しているほか、担当職員の能力や施策レベルの向上を目指し、公共交通に関する制度やポイントを題材としたセミナーや個別相談会を開催しています。

また各県にある運輸支局には公共交通に関する相談窓口を設置していますのでご利用ください。

### 【発行】 国土交通省 中部運輸局

〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館

TEL 052-952-8006(交通企画課) FAX 052-952-8085

ホームページ <https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/index.html>